平成２２年（再口）第２８号

横浜市金沢区西柴２丁目28番15号

再生債務者　徳山　大毅

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月19日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再口）第１号

山口県下関市吉見竜王町９番地３

再生債務者　山本　昌嗣

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年４月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年４月19日

山口地方裁判所下関支部再生係

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２０年（再口）第１号

茨城県鹿嶋市宮中888番地２

再生債務者　長谷川　淳

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年11月12日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成23年４月19日　水戸地方裁判所麻生支部

警察共済組合定款の一部変更について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第５条第９項の規定に基づき、警察共済組合定款の一部変更を次のとおり公告する。

平成 23 年４月 27 日

警 察 共 済 組 合

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成 23 年３月 24 日

警察共済組合理事長　吉村　博人

第24条第１項の表１中「1,000分の6.50」を「1,000分の6.93」に改め、同項の表２中「1,000分の5.20」を「1,000分の5.54」に改め、同条第２項中「1,000分の13.00」を「1,000分の13.86」に改める。

第28条第１号中「1,242円」を「1,240円」に、「1,988円」を「1,980円」に改める。

附則第６項中「1,000分の6.50」を「1,000分の6.93」に、「1,000分の5.20」を「1,000分の5.54」に改める。

附　則

1　この変更は、平成23年４月１日から施行する。

2　変更後の第24条の規定は、平成23年４月分以後の掛金、負担金及び任意継続掛金について適用し、同年３月分以前の掛金、負担金及び任意継続掛金については、なお従前の例による。

3　変更後の附則第６項の規定は、平成23年４月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年３月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成 23 年３月 30 日

警察共済組合理事長　吉村　博人

第21条の表家族療養費附加金の項を次のように改める。

家族療養費附加金	1　法第59条の規定に基づき家族療養費を支給する場合において、各月における当該家族療養費に係る療養（法第56条第２項第１号に規定する食事療養及び同項第２号に規定する生活療養を除く。以下同じ。）に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給する額を控除して得た金額（法第62条の２の規定に基づき高額療養費を支給する場合にあっては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給する額及び当該高額療養費の額を合算した金額を控除して得た金額）（給付額欄において「組合員負担額」という。）が１件につき25,000円を超えるときに支給するものとする。ただし、給付額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、支給しない。 2　前号の規定にかかわらず、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）第23条の３の３第１項各号に掲げる金額を合算して高額療養費を支給する場合（同項第１号イからニまでに掲げる金額及び同項第２号に掲げる金額であって組合員に係るもののみを合算して高額療養費を支給する場合を除く。以下「合算家族高額療養費を支給する場合」という。）は、同項各号に掲げる金額を合算した金額から当該高額療養費の額を控除して得た金額（以下「合算組合員負担額」という。）が50,000円（当該合算した金額のうち21,000円以上のもの（以下「高額療養負担額」という。）が１件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額（以下「特定合算対象額」という。）が25,000円未満の場合は、25,000円に特定合算対象額を加えた金額）を超えるときに支給するものとする。ただし、給付額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、支給しない。	1　組合員負担額から25,000円を控除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）。ただし、他の法令（条例又はこれに準ずるものを含む。）の規定により国又は地方公共団体の負担において療養費の支給を受けることができる場合には、組合員負担額から当該公費負担額を控除して得た金額の限度において支給する。 2　前号の規定にかかわらず、合算家族高額療養費を支給する場合は、合算組合員負担額から50,000円（高額療養負担額が１件のみであり、かつ、特定合算対象額が25,000円未満の場合は25,000円に特定合算対象額を加えた金額）を控除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額）。ただし、他の法令（条例又はこれに準ずるものを含む。）の規定により国又は地方公共団体の負担において療養費の支給を受けることができる場合には、合算組合員負担額から当該公費負担額を控除して得た金額の限度において支給する。

附則第３項及び第４項を次のように改める。

3　一部負担金の額等の払戻しは、各月における療養の給付、保険外併用療養費（法第56条第２項第１号に規定する食事療養及び同項第２号に規定する生活療養に係る部分を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等（法第62条の２の規定に基づき高額療養費を支給する場合にあっては、一部負担金の額等から当該高額療養費の額を控除して得た金額。）が１件につき25,000円を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する金額（100円に満たない端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額）とする。ただし、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の一部負担金の額等については、払戻しを行わない。

4　前項の規定にかかわらず、施行令第23条の３の３第１項各号に掲げる金額を合算して高額療養費を支給する場合（同項第１号イからニまでに掲げる金額及び同項第２号に掲げる金額のうち組合員に係るもののみを合算して高額療養費を支給する場合に限る。）における一部負担金の額等の払戻しは、同項各号に掲げる金額を合算して得た額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円（高額療養負担額が１件のみであり、かつ、特定合算対象額が25,000円未満の場合は、25,000円に特定合算対象額を加えた額を控除して得た金額）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する金額（100円に満たない端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額）とする。ただし、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、払戻しを行わない。

附　則

この変更は、平成23年４月１日から施行する。